

## 議案第3号

### 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

平成30年4月に開校する龍王小学校に置く学校長印及び学校印を定めるとともに、市の組織機構の再編に伴う課の名称変更その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成30年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会公印規則（平成20年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「文書の」を「文書に」に改める。

第10条第1項中「東広島市政策企画部市政情報課長（以下「市政情報課長」）」を「東広島市政策企画部情報政策課長（以下「情報政策課長」）」に改め、同条第2項中「市政情報課長」を「情報政策課長」に改める。

別表の1の表4の項中 「

入野小学校	1
-------	---

」 を 「

入野小学校	1
龍王小学校	1

」 に

改める。

別表の2の表3の項中 「

入野小学校	1
-------	---

」 を 「

入野小学校	1
龍王小学校	1

」 に

改め、同表9の項中 「

小学校之印
-------

」 を 「

○学校之印
-------

」 に改める。

別記様式第5号中「市政情報課長」を「情報政策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会公印規則（平成20年東広島市教育委員会規則第1号）新旧対照表【抜粋】

新									旧								
—略—									—略—								
第6条									第6条								
<p>3 文書管理システム（東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）第2条第10号に規定する文書管理システムをいう。）により決裁を受けた場合における前2項の規定の適用については、第1項中「<b>文書</b>に決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、」とあるのは「文書（当該文書の案を書面で作成した場合にあっては、当該文書及び当該書面）を」と、前項中「当該原議書」とあるのは「当該決裁を受けた事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）に記録されている事項を表示した映像面又は前項の書面と」と、「当該原議書の所定の欄に認印を押印した上で」とあるのは「その旨の情報を当該電磁的記録に記録して」とする。</p>									<p>3 文書管理システム（東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）第2条第10号に規定する文書管理システムをいう。）により決裁を受けた場合における前2項の規定の適用については、第1項中「<b>文書の</b>決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、」とあるのは「文書（当該文書の案を書面で作成した場合にあっては、当該文書及び当該書面）を」と、前項中「当該原議書」とあるのは「当該決裁を受けた事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）に記録されている事項を表示した映像面又は前項の書面と」と、「当該原議書の所定の欄に認印を押印した上で」とあるのは「その旨の情報を当該電磁的記録に記録して」とする。</p>								
—略—									—略—								
(電子計算組織による印影)									(電子計算組織による印影)								
<p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、教育総務課長及び<b>東広島市政策企画部情報政策課長</b>（以下「<b>情報政策課長</b>」という。）と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形（以下「電子公印」という。）を公印として使用することができる。</p>									<p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、教育総務課長及び<b>東広島市政策企画部市政情報課長</b>（以下「<b>市政情報課長</b>」という。）と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形（以下「電子公印」という。）を公印として使用することができる。</p>								
<p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書（別記様式第5号）を<b>情報政策課長</b>の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p>									<p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書（別記様式第5号）を<b>市政情報課長</b>の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p>								
—略—									—略—								
別表（第2条関係）									別表（第2条関係）								
1 一般公印									1 一般公印								
公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数	公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
	—略—									—略—							



新								旧							
3	一略一		篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長		3	一略一		篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	
	東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇〇学校之印				西条小学校	1		東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇〇学校之印				西条小学校	1
						寺西小学校	1							寺西小学校	1
						郷田小学校	1							郷田小学校	1
						板城小学校	1							板城小学校	1
						三永小学校	1							三永小学校	1
						川上小学校	1							川上小学校	1
						吉川小学校	1							吉川小学校	1
						小谷小学校	1							小谷小学校	1
						造賀小学校	1							造賀小学校	1
						平岩小学校	1							平岩小学校	1
						豊栄小学校	1							豊栄小学校	1
						河内小学校	1							河内小学校	1
						入野小学校	1							入野小学校	1
						龍王小学校	1								
						西条中学校	1							西条中学校	1
						向陽中学校	1							向陽中学校	1
						志和中学校	1							志和中学校	1
						高屋中学校	1							高屋中学校	1
						松賀中学校	1							松賀中学校	1
						豊栄中学校	1							豊栄中学校	1
						河内中学校	1							河内中学校	1
						中央中学校	1							中央中学校	1
	一略一								一略一						
9	東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇〇学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長		9	東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇〇小学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	
						竹仁小学校	1							竹仁小学校	1
						久芳小学校	1							久芳小学校	1
						福富中学校	1							福富中学校	1
	一略一								一略一						
別記様式	一略一							別記様式	一略一						